

宮津市歴史資料館に係る特別利用要項

1 施設の概要

- (1) 名称 宮津市歴史資料館
- (2) 位置 宮津市字鶴賀2164番地 みやづ歴史の館4階

2 利用施設 常設展示室及びエントランスホール

3 利用時間 9：00から17：00

4 利用料金 無料

5 特別利用の内容

施設の特別利用は次のいずれかに該当し、施設利用が政治的、宗教的及び営利、営業を目的とせず、教育及び文化芸術振興や観光、まちづくり等に資する場合とする。

- (1) 宮津市及び宮津市教育委員会が主催、共催又は後援する教育、文化芸術振興、観光、まちづくり等に係るイベントに際して、イベント参加者や市民への施設の公開を目的とする場合。
- (2) 小、中学校及び高等学校の長期休業中や、児童生徒及び教員の学習や研修等に供する場合。
- (3) 歴史資料館の展示内容に関連するイベント等の開催に当たり、下記に該当する団体より申請があった場合。
- (4) 団体客等の来訪に当たり、下記に該当する団体より申請があった場合。

6 特別利用ができる団体及び条件

施設の特別利用は次のいずれかに該当し、係員の指示に従うことができる団体に限る。また、他の会場で開催されるイベント等にあわせて利用する場合や、不特定多数の入館者が想定される場合は、施設管理の観点から、必ず1名以上の係員を配備すること。

- (1) 宮津市内の市民団体及びボランティア団体
- (2) 学校教育団体
- (3) 公益を目的とする社会教育、文化団体
- (4) その他国・地方公共団体又はこれに類する団体

7 損害賠償

利用者は、施設又は付属施設を損傷、又は滅失した場合は、ただちにその旨を届けて、これを原状に回復、又はその損害を賠償するものとする。

8 申請書 別途「様式1 宮津市歴史資料館使用許可申請者」のとおり。

9 申請方法

- (1) 申請先 宮津市教育委員会事務局文化振興課文化振興係
〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 宮津阪急ビル4階

(2)申請期間

利用日の3ヶ月前から受付を開始する。利用日の4週間前までに使用許可申請書を提出すること。

(3)提出方法 持参又は郵送、FAX。

10 利用者の決定

使用許可申請書を受理した段階で、宮津市教育委員会事務局文化振興課文化振興係において審査を行い、利用の可否を決定する。

11 問合せ先 宮津市教育委員会事務局文化振興課文化振興係

〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 宮津阪急ビル4階

電話 0772(45)1669

FAX 0772(22)8438